

**県産水産物PRイベント開催業務委託に係る
公募型プロポーザル方式の企画提案審査実施要領**

1 目的

この要領は、庄内浜の魚消費拡大総合プロジェクト推進本部（以下「推進本部」という。）が実施する県産水産物PRイベント開催業務委託について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

県産水産物PRイベント開催業務委託

(2) 業務内容

別記1「令和8年度県産水産物PRイベント開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

(4) 提案上限額

1,104,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

②申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者は、滞納がないものとみなす。

③山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

④山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する団体であること。

⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑥山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなっ

た日から5年を経過しない者であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。

⑧当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき

②提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき

③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき

④提出書類に虚偽又は不正があったとき

⑤民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

⑥見積金額が発注者の提示する提案上限額を上回るとき

4 提出書類及び提出方法等

以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

①企画提案参加申込書（様式第1号）：1部

②企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）：1部

③企画提案書（様式第3号）：6部

④様式第3号に添付する企画提案書：6部

<添付書類>

(様式第1号関係)

ア 会社概要等がわかるパンフレット等1部

イ 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書又はこれに類する書類

各 1 部

ウ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）。次の(ア)及び(イ)各 1 部

(ア) 山形県税

山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において、発行の日から 3 箇月以内のもの。）

(イ) 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において、発行日から 3 箇月以内のもの。）

※ 1 ウの書類については、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

※ 2 イ、ウに定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

(2) 書類の提出期限

①参加申込書（様式第 1 号）、企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第 2 号）

令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時

②企画提案書（様式第 3 号）、様式第 3 号に添付する企画提案（任意様式）

令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 5 時

(3) 提出先

「10担当部署」へ提出すること

(4) 提出方法

①郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

②持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、仕様書に基づき、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとし、以下の事項について記載すること。

① 仕様書に定める「5 委託業務の内容」に基づく企画の内容

② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）

③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）

④ 事業経費見積書（様式第 4 号）（仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、総事業費を記載すること。）

⑤ これまでの業務実績（類似業務の実績がある場合は、官民を問わず、これまで実施した代表的な事業がわかる資料を添付すること。また、過去 2 年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること）

(6) その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・企画提案書はA4判（片面印刷）の30頁以内（表紙を含む）とし、ダブルクリップで綴じること。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。白黒、カラーは問わない。

5 企画提案作成等に関する質問・問合せについて

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「県産水産物PRイベント開催業務委託に係る質問書（様式第5号）」により行うこと。
- (2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「県産水産物PRイベント開催業務への問合せ」として、「10担当部署」あてに送信すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問書の受付期間
令和8年7月17日（金）午後5時までとする。
- (4) 質問書への回答
質問書への回答は、山形県ホームページの公募要領掲載ページに掲載する。
ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査・選定方法及び評価基準

- (1) 「県産水産物PRイベント開催業務に係る公募型プロポーザル方式の企画提案審査会」において、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。プレゼンテーションの開催日時等詳細は別途通知する。（ただし、推進本部の判断によりプレゼンテーションを省略する場合がある。）
- (2) 審査は、別表「評価項目及び審査の視点」により評価を行うものとする。
- (3) 選定は、審査委員の各評価点の合計が最高点の者（以下「最優秀提案者」という。）及び次点の者（以下「次点者」という。）とし、最優秀提案者又は次点者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。また、審査の結果は全ての応募者に対して書面により通知する。
- (4) 提案者が多数の場合は企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。
- (5) 配点の合計値の6割を最低基準点とし、審査委員の採点結果の平均点が最低基準点に満たない提案者は選定の対象としない。
- (6) 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成可能できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀者に選定できるものとする。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画提案審査会の開催 8月上旬（プレゼンテーションを実施する場合は別途通知する）
- (2) 審査結果の通知 8月上旬
- (3) 契約締結 8月中旬（別途通知する）

8 契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 募集及び契約については、発注者の都合により中止する場合がある。
- (6) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10担当部署」に提出すること。
- (7) 応募者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

10 担当部署

庄内浜の魚消費拡大総合プロジェクト推進本部事務局
（山形県農林水産部水産振興課）

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号山形県庁9階

電話：023-630-2730

FAX：023-630-3257

E-mail:ysuisan@pref.yamagata.jp

【別表】

【評価項目及び審査の視点】

評価項目		審査の視点	配点
業務目的		業務の趣旨・目的等を理解した上で、企画提案されているか。	5
企画内容	イベント 内容	・子どもや子育て世帯を集客できる企画であるか。	20
		・県産水産物をPRできる企画であるか。	
		・独自のアイデアやノウハウが含まれた提案となっているか。	10
	運営管理	・イベントでの円滑な準備、進行等の運営計画が適切に提案されているか。 ・耐風対策等の安全対策や事故防止対策が取られているか。	10
	広報	広報は多くの人の目に留まるよう工夫され、子どもや子育て世帯の来場者を見込める内容となっているか。	20
業務遂行 能力	体制	本業務を迅速に遂行するために、業務責任者及び業務担当スタッフが十分に配置されているか。	10
	実績	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10
	計画性	無理なく効率的に業務を実施できる妥当なスケジュールとなっているか。	10
経費		経費は提案上限額の範囲で、業務内容に照らして価格水準及びその積算の考え方は妥当か。	5